

別表1 介護人付無料乗車証交付要件

(1)	身体障がい者(18歳未満の者を含む。以下同じ。)であって、次に掲げる障がい度の1に該当し、又は障がい度がこれらより重い者。(以下「第1種身体障がい者」という。)	
	ア	両眼の視力が、それぞれ0.06以下の者。
	イ	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上の者。
	ウ	両耳の聴力が耳介に近接しなければ、大声話を理解し得ない者。
	エ	両上肢を中手指関節以上、1下肢を大腿の2分の1以上若しくは両下肢をショパール関節以上失った者、又は1下肢の機能を全廃した者。
	オ	両上肢又は両下肢の機能を著しく障がいされた者。
	カ	体幹の機能障がいにより歩行が困難な者。
	キ	脳原性運動機能障がい(乳児期以前の非進行性のものに限る。)により両上肢による日常生活動作が極度に制限される者。又は、歩行が家庭内での日常生活活動に制限される者。
	ク	心臓、腎臓、呼吸器及び小腸及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝機能障がいにより、社会での日常生活活動が著しく制限される者。又は、ぼうこう又は直腸機能障がいにより、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者。
	ケ	アからクまでに掲げる障がいの種類を2以上有し、その障がいの総合の程度がこれらに準ずる者。
(2)	知的障がい者(18歳未満の者も含む。以下同じ。)であって、介護を要すると認められる、おおむね知能指数50以下の者。(以下「重度知的障がい者」という)	
(3)	12歳未満の身体障がい者、知的障がい者、又は精神障がい者。	
(4)	精神障がい者手帳を所有し、等級が1級のもの。	

別表2 無料乗車証交付要件

(1)	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定に基づき戦傷病者手帳の交付を受けている者(以下「戦傷病者」という。)であって、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に規定する程度の障がい(以下「項症」という。)のある者。
(2)	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和32年法律第41号)第3条の規定に基づき被爆者健康手帳の交付を受けている者。(以下「原爆被爆者」という。)
(3)	身体障がい者又は知的障がい者が、通学、通勤、又は社会福祉施設への通所に際し、その送迎のため特定区間について単独乗車を必要とする介護人。
(4)	精神障がい者手帳を所有し、等級が2級のもの。

別表3 割引証交付要件

(1)	第1種身体障がい者以外の身体障がい者。(以下「第2種身体障がい者」という。)
(2)	重度知的障がい者以外の知的障がい者。(以下「軽度知的障がい者」という。)
(3)	戦傷病者であって項症以外の者。
(4)	障がい者手帳を所有し、等級が3級のもの。 ただし、12歳未満のもの場合は介護人付無料乗車証を交付する。

別表4 割引証交付要件

(1)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の規定による、特別児童扶養手当(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令207号)別表第3の1級に該当することにより支給されるものに限る。)受給者。
-----	---